

概要版

竹原市第5期障害福祉計画 及び 第1期障害児福祉計画



竹原市障害者自立支援協議会
マスコットキャラクター
かぐやパンダ

平成30年3月
竹原市

障害者施策についての計画を策定しました



このたび、竹原市は「竹原市第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」という、障害者施策についての計画を策定しました。この計画を広くみなさんに知っていただくとともに、市の取組や施策へのご協力をよろしくお願いします。

（「かぐやパンダ」は、「障害のある人もない人も安心して暮らせる竹原市」をめざして活動する竹原市障害者自立支援協議会のマスコットキャラクターです。）

計画の対象や位置づけ

この計画は、どのような人を対象とした計画ですか？また、計画の期間はどのくらいですか？



この計画は、「身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）及び難病患者等であって、その他心身の機能に障害がある人及び障害や社会的障壁により継続的に、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」を対象とした支援やサービスを定める計画です。また、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間としています。

平成27年に策定した「竹原市障害者計画」との違いは何ですか？



「竹原市障害者計画」は、障害者基本法を根拠法とする計画です。障害のある人に関わる施策の基本的な方向を定めるもので、“障害者施策の総合計画”に位置づけられる計画です。今回策定した「竹原市障害福祉計画」は、障害者総合支援法を根拠法とする計画で、障害者計画における生活支援施策についての実施計画的な位置づけです。障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めています。



「竹原市障害児福祉計画」は、児童福祉法を根拠法とする計画で、障害者計画における教育や育成に係る施策についての実施計画的な位置づけです。障害児通所支援等の必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めています。

障害者計画

（障害のある人に関わる施策の基本方向を分野ごとに明らかにする）

根拠法

障害者基本法（第11条）

障害福祉計画

（障害者計画における生活支援施策についての実施計画的な位置づけ）

根拠法

障害者総合支援法（第88条）

障害児福祉計画

（障害者計画における教育や育成に係る施策についての実施計画的な位置づけ）

根拠法

児童福祉法（第33条の20）

統計データとアンケート結果

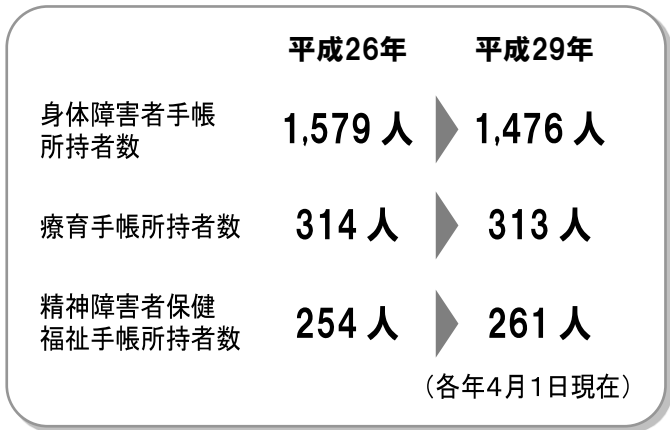
障害のある人を取り巻く現状について、統計データとアンケート結果をご紹介します。

手帳所持者数



身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する人は右のとおりです。

療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する人が、近年、横ばいかやや増加の傾向にあります。

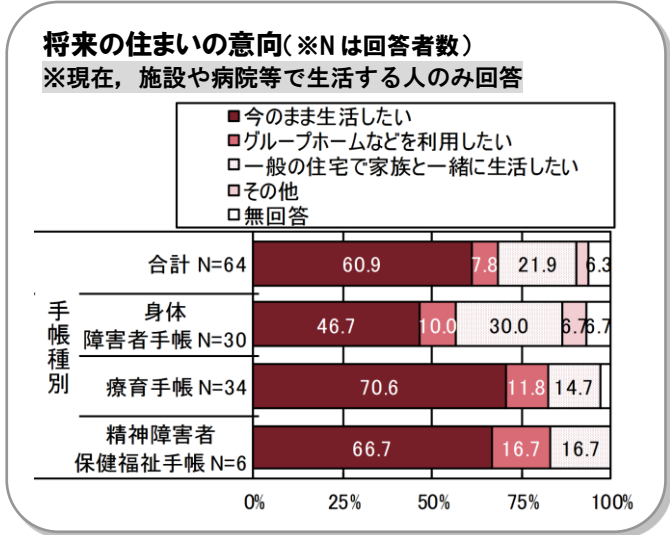


住まいについて～アンケート調査結果～



現在、障害者支援施設や病院等で生活する人に、将来の住まいについて意向を聞いたところ、グループホームや一般の住宅で生活したいと回答した人が、身体障害のある人で4割、知的障害のある人で2割台半ば、精神障害のある人では3割台半ばとなっています。

(障害のある人対象の調査結果より)

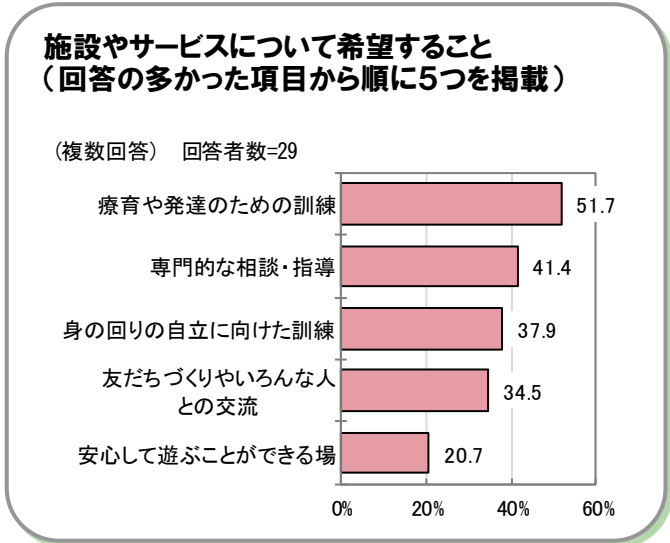


療育について～アンケート調査結果～



18歳未満の障害のある児童とその保護者への調査では、通所型の施設やサービスへの希望について、「療育や発達のための訓練」「専門的な相談・指導」が4割から5割程度と高くなっています。

(障害のある人対象の調査結果(18歳未満)より)



計画の重点目標



障害福祉サービスや障害のある児童が利用する通所支援等を提供する体制確保に向けて、以下のとおり5つの「重点目標」を設定します。



重点目標1 福祉施設入所者の地域生活への移行

	現状値	目標値
福祉施設入所者数	57人(H28年度末)	55人(H32年度末)
地域生活移行者数	2人(H28年度末)	6人(H32年度末まで)



重点目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	現状値	目標値
保健・医療・福祉関係者による協議の場設置	—	設置(H32年度末)



重点目標3 地域生活支援拠点等の整備

	現状値	目標値
地域生活支援拠点等の整備か所数	—	1(H32年度末)



重点目標4 福祉施設から一般就労への移行

	現状値	目標値
福祉施設利用者からの一般就労移行者数	1人(H28年度)	2人(H32年度)
「就労移行支援事業」利用者数	11人(H28年度末)	14人(H32年度末)
就労移行率が3割以上の事業所数	—	1(H32年度末)
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率	—	100%(H32年度末)



重点目標5 障害児支援の提供体制の整備等

	現状値	目標値
児童発達支援センターの設置数	—	1 (H32 年度末)
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	構築(維持)(H32 年度末)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	—	1 (H32 年度末)
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	—	1 (H32 年度末)
保健, 医療, 障害福祉, 保育, 教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	—	設置(H30 年度末)

障害福祉サービス等



この計画では、平成32年度までの3年間で、障害福祉サービスがどのくらい利用されるかを見込み、その見込量を提供するための体制を確保することをめざします。そのための「重点的な取組」と、「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」「相談支援」「障害のある児童を対象としたサービス」それぞれの見込量は以下のとおりです。

障害福祉サービス等提供にあたっての重点的な取組

(1) 地域における自立支援のための仕組みづくり

- 障害福祉サービスの円滑な提供(障害福祉に関する情報提供の充実, サービス提供体制の確保・充実 等)
- 在宅生活の支援(在宅生活や社会参加に対する支援の充実 等)
- 生活の場の確保(グループホーム等の整備促進 等)
- 日中活動の場の充実(通所サービスの提供促進, 共生型サービスの開設に向けた取組)

(2) 身近で利用しやすい相談支援体制の充実

- 相談支援体制の充実(各種相談支援事業の円滑な実施, 相談支援機関のネットワークの強化 等)

(3) 地域で自立するための活動の場・働く場の確保

- 就労支援のための体制の充実(障害者雇用・就労支援ネットワークの強化 等)
- 一般雇用の促進(民間企業・事業者等に対する啓発の推進 等)
- 工賃向上に係る取組(就労関係施設の受注機会の確保)

(4) 障害のある児童への切れ目のない支援と周囲の理解促進

- 乳幼児期の保育・教育の充実(障害・疾病の早期発見, 受け入れ体制の整備)
- 学齢期の教育と放課後対策の充実(障害のある児童への教育体制の強化 等)
- 障害児通所支援等の充実(障害児通所支援の充実)

障害福祉サービスの見込み



訪問系サービス

サービス名	単位	見込量		
		H30	H31	H32
居宅介護	時間/月	505	505	505
	人/月	34	34	34
重度訪問介護	時間/月	890	890	890
	人/月	2	2	2
同行援護	時間/月	4	4	4
	人/月	1	1	1
行動援護	時間/月	11	11	11
	人/月	3	3	3
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
訪問系サービス計	時間/月	1,410	1,410	1,410
	人/月	40	40	40

国の制度改正により、新たなサービスが創設されました

就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障害のある人で一人暮らしを希望する人に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度心身障害児などの重度の障害のある児童等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある児童に対して、児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。



日中活動系サービス

サービス名	単位	見込量		
		H30	H31	H32
生活介護	人日/月	1,458	1,438	1,438
	人/月	73	72	72
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	22	22	22
	人/月	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	19	19	19
	人/月	1	1	1
就労移行支援	人日/月	211	211	211
	人/月	12	12	12
就労継続支援 (A型)	人日/月	284	284	284
	人/月	14	14	14
就労継続支援 (B型)	人日/月	1,915	1,915	1,915
	人/月	99	99	99
就労定着支援	人/月	1	1	2
療養介護	人/月	13	13	13
短期入所 (福祉型)	人日/月	114	114	114
	人/月	21	21	21
短期入所 (医療型)	人日/月	8	8	8
	人/月	2	2	2



居住系サービス

サービス名	単位	見込量		
		H30	H31	H32
自立生活援助	人/月	0	0	1
共同生活援助	人/月	36	36	36
	総定員数	67	67	67
施設入所支援	人/月	56	55	55



相談支援

サービス名	単位	見込量		
		H30	H31	H32
計画相談支援	人/月	41	41	41
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	2	2	2



障害のある児童を対象としたサービス

サービス名	単位	見込量		
		H30	H31	H32
児童発達支援	人日/月	111	119	128
	人/月	26	28	30
医療型児童発達支援	人日/月	22	22	22
	人/月	2	2	2
放課後等デイサービス	人日/月	210	222	233
	人/月	36	38	40
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	1
	人/月	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	9	9	9
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネータ配置数	人	0	0	1



竹原市第5期障害福祉計画及び 第1期障害児福祉計画【概要版】

発行：広島県竹原市 福祉部 健康福祉課
〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号
TEL：0846-22-7743 FAX：0846-23-0140
発行年月：平成30年3月